

国家戦略特別区域法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
 ○国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第二条第二項第三号の政令で定める基準）</p> <p>第一条 国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第二条第二項第三号の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 内閣府令で定めるところにより、区域データの提供の方法及び条件その他の先端的区域データ活用事業活動を実施する主体が区域データの提供を受けるために必要な情報として内閣府令で定めるものを公表していること。</p> <p>二 区域データの提供に関して、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないこと。</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業を効果的かつ効率的に実施するために必要な措置として内閣府令で定めるものを講じていること。</p> <p>（国家戦略特別区域会議の構成員の選定方法）</p> <p>第一条の二 法第七条第二項の政令で定める方法は、公募とする。ただし、次に掲げる場合においては、内閣府令で定めるところにより、公募をしないで国家戦略特別区域会議の構成員として加える者を選定することができる。</p>	<p>（新設）</p> <p>（国家戦略特別区域会議の構成員の選定方法）</p> <p>第一条 国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第七条第二項の政令で定める方法は、公募とする。ただし、次に掲げる場合においては、内閣府令で定めるところにより、公募をしないで国家戦略特別区域会議の構成員として加える者を選定することができる。</p>

一・二 (略)
2 (略)

(法第十六条の四第一項の政令で定める基準)

第十八条 法第十六条の四第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一〜三 (略)

四 次のいずれにも該当しない者であること。

イ〜ニ (略)

ホ 心身の故障により国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業を適正に行うことができない者として法務省令・厚生労働省令で定めるもの

ヘ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ト (略)

チ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(ル及び第二十一条第四号ホにおいて「暴力団員等」という。)

リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人がイからチまで又は又のいずれかに該当するもの
ヌ 法人であつて、その役員のうちイからリまでのいずれかに該当する者があるもの

ル (略)

一・二 (略)
2 (略)

(法第十六条の四第一項の政令で定める基準)

第十八条 法第十六条の四第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一〜三 (略)

四 次のいずれにも該当しない者であること。

イ〜ニ (略)

ホ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(新設)

ヘ (略)

ト 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員(以下トにおいて「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(ヌにおいて「暴力団員等」という。)

チ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人がイからトまで又はリ of のいずれかに該当するもの
リ 法人であつて、その役員のうちイからチまでのいずれかに該当する者があるもの

ヌ (略)

(法第十六条の五第一項の政令で定める基準)

第二十一条 法第十六条の五第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一〜三 (略)

四 次のいずれにも該当しない者であること。

イ 第十八条第四号イからニまで又はハからチまでのいずれかに該当する者

ロ 心身の故障により国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業を適正に行うことができない者として法務省令・厚生労働省令で定めるもの

ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人がイ、ロ又はニのいずれかに該当するもの

ニ 法人であつて、その役員のうちイからハまでのいずれかに該当する者があるもの

ホ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(独立行政法人に準ずる者)

第三十一条 法第二十八条の二第一項の政令で定める者は、別表に掲げる法人とする。

別表(第三十一条関係)

(法第十六条の五第一項の政令で定める基準)

第二十一条 法第十六条の五第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一〜三 (略)

四 第十八条第四号イからヌまでのいずれにも該当しない者であること

(新設)

(新設)

名称	根拠法
沖縄科学技術大学院 院大学学園	沖縄科学技術大学院大学 学園法（平成二十一年 法律第七十六号）
沖縄振興開発金融 公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第 三十一号）
外国人技能実習機 構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生 の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十 九号）
株式会社国際協力 銀行	株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第 三十九号）
株式会社日本政策 金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律 第五十七号）
株式会社日本貿易 保険	貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）
原子力損害賠償・ 廃炉等支援機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十 三年法律第九十四号）
国立大学法人	国立大学法人法
大学共同利用機関 法人	国立大学法人法
日本銀行	日本銀行法（平成九年法律第八十九号）
ター	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）
日本私立学校振興	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法

預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）
放送大学学園	放送大学学園法（平成十四年法律第一百五十六号）
貯金保険機構	律第五十三号）
農水産業協同組合	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第九十九号）
日本年金機構	日本年金機構法（平成十九年法律第九十九号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
・共済事業団	律第四十八号）